

戦災復興田端土地区画整理事業の経緯概要

(記載例)

昭和21年4月25日:復興土地区画整理事業の実施が必要な区域として決定。
(戦災復興院告示第13号)

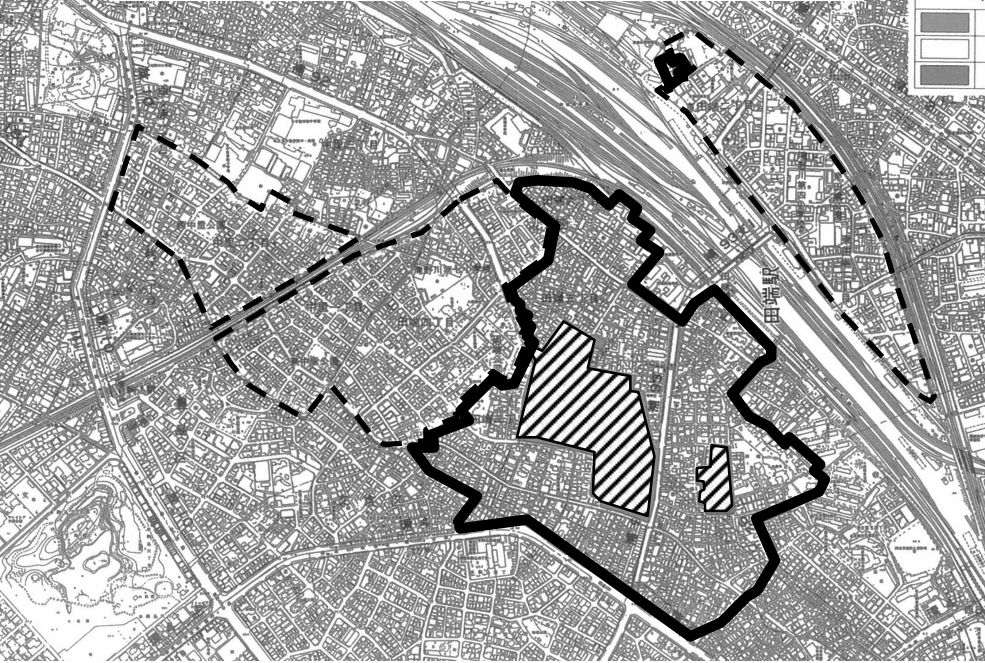
昭和23年3月:旧田端復興土地区画整理組合(以下、旧組合)が設立。

昭和33年1月31日:東京高等裁判所の組合設立無効の判決によって、同年2月に旧組合解散。

昭和38年11月:田端残存処理方針として東京都が直轄で処理する旨を決定。

旧組合が施行していた土地区画整理事業区域(約83ha)は①田端引継地区(約41ha)、②田端地区(約7.5ha)、③田端残存区域(約34.5ha)の3つの区域に分割。

戦災復興田端土地区画整理事業区域図



- ① 田端引継地区(約41ha):事業完了(昭和63年3月)
- ② 田端地区(約7.5ha):田端二丁目付近土地区画整理事業として事業決定
(平成10年2月)
平成27年10月換地処分
- ③ 田端残存区域(約34.5ha):建築時には都市計画法第53条許可申請が必要

念書

東京都知事(北区長) 殿

この度、北区田端〇丁目〇〇〇番地〇〇(住居表示:〇丁目〇〇番地〇〇)に下記建物の許可申請を提出しましたが、当該申請地は、土地区画整理事業を施行すべき区域として、都市計画決定されているので、土地区画整理事業上支障のある場合は、移転、除却等事業施行に協力します。

記

敷地面積 m²
建築面積 m²
延べ面積 m²

令和 年 月 日

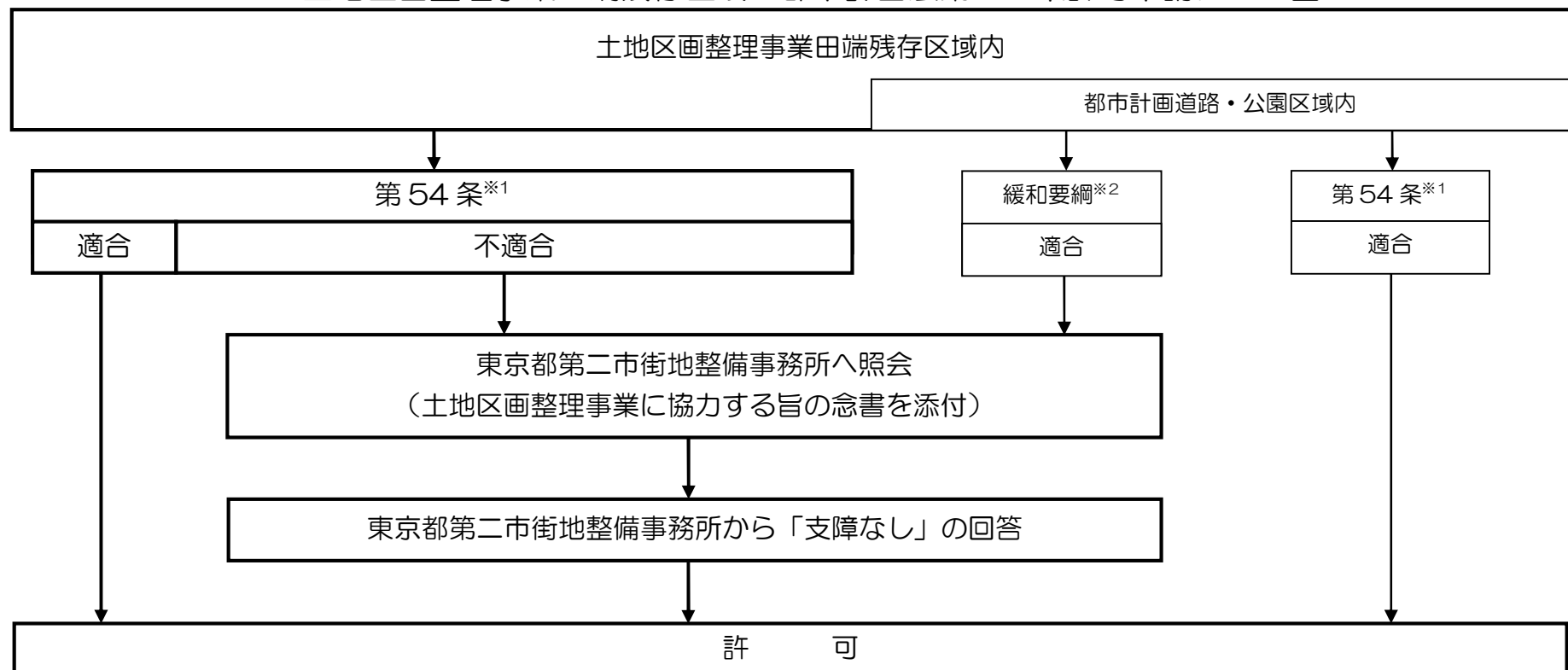
申請人 住所
氏名

印

- ※ ① 宛名が「東京都知事」と「北区長」のものを作成してください。
- ※ ② 建築に際して、擁壁等の工作物が設計されているときには、この念書に一部文章を書き添えていただくことがあります。

(田端地区、残存区域に関して)
問い合わせ先:東京都第二市街地整備事務所 事業課 計画担当
中野区中野 1-2-5
TEL:03-5389-5162

土地区画整理事業田端残存区域 都市計画法第 53 条許可申請フロー図



※1 都市計画法第 54 条（許可の基準）：●2 階以下、地階なし ●木造、鉄骨造、コンクリートブロック造など

※2 緩和要綱：●3 階以下、地階なし ●木造、鉄骨造、コンクリートブロック造など（都市計画道路区域内の場合は、高さ 10m 以下、設計上の配慮）

提出書類：許可申請書・・・2 部（東京都に照会が必要な場合は 3 部）

確認申請書（1 面から 5 面まで）・・・2 部（東京都に照会が必要な場合は 3 部）

案内図、配置図（現況実測図）、各階平面図、断面図・立面図（各 2 面以上）・・・2 部（東京都に照会が必要な場合は 3 部）

※必要に応じて上記の他に書類の提出を依頼する場合があります。

※東京都に照会が必要な場合は念書（各 1 部につき、都知事あてと北区長あて）が必要です。

※手続き等を委任される方は委任状を添付してください。

窓 口：北区都市計画課（第一庁舎 3 階 1 4 番窓口）

TEL：03-3908-9152 FAX：03-3908-8336

※電子申請ができるようになりました。右の QR コードから電子申請をお願いします。

【電子申請】



【申請様式等】

